

狩猟犬に関する注意事項

- 1 狩猟犬は決して遺棄しないでください。
(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- 2 猟犬が狩猟などに使用できなくなっても、終生飼養するようにしてください。
- 3 犬を販売する場合は第一種動物取扱業の登録が必要です。当センターへ相談してください。(無登録販売は100万円以下の罰金)
- 4 狩猟犬も通常の飼い犬同様、生後90日以上の犬は狂犬病予防法に基づく登録が必要です。
- 5 狩猟犬を含むすべての犬は、係留しておく義務があります。
狩猟などに際しては、例外として係留を解くことを認めていますが、犬の係留を解く場合は、現場における安全確認を徹底し、人身事故などの発生防止に努めてください。
- 6 所有する犬には、連絡先を記入した名札・鑑札等を装着するとともに、マイクロチップを装着してください。
- 7 万が一、狩猟犬が逸走してしまった場合は、徹底して収容に努めるとともに、当センターに、失踪場所、犬の特徴等をすみやかに届け出てください。
- 8 どんな状況でも、呼び戻しができるように訓練を徹底してください。

犯罪です。

動物の遺棄・虐待は

罰則が強化されました。

●保護動物を殺害した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金

●保護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

環境省 警察庁

滋賀県動物保護管理センター(湖南市岩根 136-98)
TEL:0748-75-1911 FAX:0748-75-4450